

○旭川工業高等専門学校体育施設管理規程

(昭和41. 12. 16 達第21号)

改正	昭和43. 4. 24	達第9号	昭和46. 4. 1	達第12号
	昭和48. 1. 26	達第1号	平成3. 3. 22	達第7号
	平成6. 3. 31	達第40号	平成16. 4. 1	達第44号
	平成22. 3. 9	達第19号		

旭川工業高等専門学校体育施設管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における体育施設は、法令その他に特別に定める場合のほか、この規程の定めるところにより管理するものとする。

(目的)

第2条 この規程は、本校における体育施設の管理を適正、かつ、円滑化することを目的とする。

(体育施設の種類)

第3条 本校の体育施設は、次の種類とする。

(1) 屋外体育施設

- ア 陸上競技場
- イ ラグビー・サッカー場
- ウ 野球場
- エ 球技コート（テニス、ソフトテニス）
- オ アーチェリーの場

(2) 屋内体育施設

- ア 体育館
- イ 武道場

第2章 管理

(管理責任者及び事務担当者)

第4条 体育施設の管理責任者は、校長とする。

2 体育施設の管理に関する事務は、学生課が処理する。

(使用者の範囲)

第5条 体育施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他校長の許可を得た者

(使用の手続)

第6条 体育施設の使用手続は、次のとおりとする。ただし、授業、その他公務に使用する場合は、この限りでない。

- (1) 学生が体育施設を使用しようとする場合は、旭川工業高等専門学校学生準則（昭和37年制定）第28条に規定する施設（設備）使用許可願により、事前に校長の許可を受

けなければならない。ただし、日常既にその使用を認められている場合は、この限りでない。

(2) 教職員が体育施設を使用しようとする場合は、前号の規定を準用する。

(3) 部外者が体育施設を使用しようとする場合の手続は、旭川工業高等専門学校不動産管理規則（平成16年旭高専達第57号）の定めるところによる。

第7条 使用を許可した場合には、これを体育施設使用台帳（別紙様式第1）に記録するものとする。

（部活動の使用）

第8条 体育施設を部活動に使用できる時間は、放課後とし、顧問教員の指導の下に使用するものとする。

（部外者の使用）

第9条 部外者から、体育施設の使用許可の願い出があった場合には、校長が学校の教育に支障があるかどうかを判断し、その許否を決定する。

2 前項の規定により、使用を許可された者は、別に定める使用料金を納付しなければならない。

（使用の注意）

第10条 体育施設を使用しようとする者は、施設及び備品の取扱いに十分注意し、使用後は、これらの整理、整頓及び清掃をしなければならない。

第11条 使用者が、施設設備等を故意又は重大な過失により滅失又はき損したときは、弁償の責任を負わなければならない。

（使用の禁止）

第12条 体育施設を使用している者に不当の行為があった場合は、校長はその使用を禁止することがある。

### 第3章 屋外体育施設

（使用の期間及び時間）

第13条 陸上競技場、ラグビー、サッカー場、野球場、球技コート及びアーチェリーの場の使用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、施設の使用可能な場合又は特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(1) 使用期間

5月1日から10月31日まで

(2) 使用時間

8時30分から20時まで

### 第4章 屋内体育施設

（使用時間）

第14条 体育館及び武道場の使用時間は、平日の8時30分から20時までとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することがある。

（火気の注意）

第15条 体育館及び武道場を使用する者は、火気に十分注意しなければならない。

（冬期の採暖）

第16条 体育館及び武道場は、冬期の使用時間中は採暖をし、常に適温を保持するものとする。

(鍵の管理及び使用)

第17条 体育館及び武道場の使用時間外は、扉に鍵をかけて閉鎖するものとする。この鍵は、学生課が保管するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、昭和41年6月15日付、旭川工業高等専門学校水泳施設の管理暫定要領は、これを廃止する。

附 則 (昭和43.4.24 達第9号)

この規程は、昭和43年4月24日から施行する。

附 則 (昭和46.4.1 達第12号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48.1.26 達第1号)

この規程は、昭和48年1月26日から施行する。

附 則 (平成3.3.22 達第7号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6.3.31 達第40号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.4.1 達第44号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22.3.9 達第19号)

この規程は、平成22年3月9日から施行する。

別紙様式第1（第7条関係）

体 育 施 設 使 用 台 帳

月	日	使用期間	使用施設	使用 団体名	使用 責任者	使用 人員	使用目的	使用 料金	備 考
		~							
		~							
		~							
		~							
		~							